

西東京市立本町小学校 学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月

1 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた子供の心に長く深い傷を残すものであり、いじめはどの学校でもどの学級でも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には速やかに解決する。いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への指導力に基づく個の対応のみならず、学校全体による組織的な対応をしていく。子供からの声を確実に受け止め、被害を受けている子供が安心して学校生活を過ごせるよう被害の子供を組織的に守り通すことを徹底していく。学校は周囲の子供がいじめについて知っていながらも「言ったら、自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員等に伝えた子供を守り通すとともに周囲の発信を促すための子供による主体的な取組を支援していく。いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し対応していく。

2 未然防止のための取組

(1) 児童・生徒への取組

- 「いじめは絶対に許さない。」という風土や互いに助け合う優しい雰囲気为学校全体に醸成する。
- 教育活動の様々な場面で「自他の大切さを認めることができる」ための人権教育を推進する。
- スクールカウンセラーによる 5, 6 年生全員面談を徹底する。

(2) 保護者・地域への取組

- セーフティ教室や道徳地区公開講座を活用した保護者や地域住民等を対象としたいじめ防止のための啓発活動を推進する。
- 連絡帳や電話による報告、家庭訪問、面談などを通じて、家庭との緊密な連携・協力を進める。

(3) 関係機関との取組

- 児童の居場所となる図書館や児童館、公民館、学童クラブとの情報交換できる体制をつくる。
- 市の SSW や子供家庭支援センター等の関係機関との連携を強化する。

3 早期発見のための取組

被害の子供の声やサインを早期かつ確実に受け止めるために、学級担任は授業中はもちろんのこと、出欠確認やあいさつを通した子供の様子を観察し、同時に、休み時間や給食、清掃などで、子供への積極的な働きかけを行う。

また、学校は学級担任による観察や働きかけに任せるだけでなく、看護当番の見回り、全教員・スクールカウンセラーによる校内巡回を行い、休み時間や授業中の子供の様子の見守りを行う。さらに、毎週の生活指導夕会でその様子を報告し、情報を全教員で共有する。

その上、質問紙によるいじめに関するアンケートを年 3 回実施し、日頃の様子の観察などと合わせ、配慮が必要な子供とは面談を行い、さらに詳しく様子を聞き取っていく。

学校公開、保護者会や個人面談を利用して、いじめ防止 DVD「STOP! いじめ あなたは大丈夫?」を保護者に視聴してもらい、いじめ問題に関わる認識や対応方針を共有するとともに、保護者との連携を密にし、気になることがあった場合には、即座に学校に連絡してもらうよう依頼をする。

4 早期対応のための取組

(1) 初期対応の取組

いじめを発見した場合は、把握した情報を基に、管理職、いじめ対策担当教員、学級担任、養護教諭、生活指導担当教員、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者等で構成される「学校いじめ対策委員会」を核として緊急に会議を開催し、情報の共有を図るとともに、被害の子供への支援やケア、加害の子供への指導、周囲の子供へのケア及び関係保護者との連絡等について、教職員の役割分担の明確化を図る。

(2) 被害児童・生徒への支援

授業中や休み時間を利用した、複数の教員による毎日の声かけ、夕会等を利用した被害の子供の情報の共有、登下校の付き添いなどを実施し、被害の子供の状況をきめ細かく把握し、被害の子供の安全確保をする。また、いじめを受けたことによる心理的ストレスなどを軽減するために、スクールカウンセラーや市教育相談室、スクールソーシャルワーカーを活用し、被害の子供やその保護者をケアする。

(3) 加害児童・生徒への指導

加害の子供を特定した上で、いじめをやめさせ、再発を防止するため、担任の指導はもとより、学校いじめ対策委員会が中心となって組織的・継続的に観察し、指導を徹底する。また、加害の子供の保護者と連絡を密にし、いじめを繰り返さないように指導していく。さらに状況に応じ、スクールカウンセラーとの連携の下、加害の子供に心のケアを実施する。なお、加害の子供の保護者が、自分の子供の指導に悩む場合などは、スクールカウンセラーとの連携の下、支援を行うとともに、必要に応じて市教育相談室へとつなぐ。

5 重大事態への対処

- ① いじめられた児童の安全確保を最優先する。
- ② いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ③ 学校内で発生事実を留めることなく、速やかに教育委員会又は市長に報告し、連携した対応をとる。
- ④ 学校に派遣された関係機関や臨床心理士等と連携した対応をとる。
- ⑤ 改善の見込みか持てないと判断した場合「出席停止」を視野に入れた対応も行う。
- ⑥ いじめが犯罪行為として取り扱われるべき事案については、田無警察署と連携した対応をとる。
- ⑦ 重大事故解明のための調査を「西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会」依頼し協力する。

6 組織的な対応の在り方

(1) 組織的な指導体制

学校いじめ対策委員会は、管理職、いじめ対策担当教員、学級担任、養護教諭、生活指導担当教員、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者等で構成する。毎月1回定例会を開催し、それ以外に事案が発生した場合は緊急会議を行う。

(2) 相談体制

教育相談担当が相談・面接の計画を作成・実施し、いじめ対策委員会およびスクールカウンセラーと連携を図りながら相談・面接を行っていく。相談・面接の経過は、月1回行ういじめ対策委員会に報告し、記録として残す。

7 研修体制

研修の年間計画の中に、OJTを通した以下の内容の研修を行う。

- ・いじめの未然防止に関する研修
- ・いじめ問題への対応に関する研修
- ・自尊感情や自己肯定感を高めさせる指導の在り方に関する研修
- ・教育相談の効果的な進め方に関する研修
- ・いじめ防止基本方針の実施状況の振り返りと見直しに関する研修
- ・「いじめに関する授業」の研究授業